

1 施策の展開に関する考え方

介護保険施策の展開に当たっては、東三河地域の高齢者を取り巻く現状と課題や第7期計画での施策の実施状況等を踏まえた「第8期計画の事業方針」に基づき事業を実施します。

また、東三河の地域分析等により、「介護人材の慢性的な不足」、「家族介護者の介護による負担」、「北部圏域における介護サービスの事業継続」については、この地

域の特に大きな課題項目として捉えていることから、本計画における重点項目として取組みを推進します。

これら重点項目及び既存事業等の取組みについては、新型コロナウイルス感染症の対策として、新しい生活様式が定着する中で、3密回避などを意識した事業を実施します。

■本計画における重点項目

介護人材の確保と定着

家族介護者の負担軽減

北部圏域における介護サービスの事業継続支援

2 事業の整理区分

要介護・要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした「地域支援事業」、地域支援事業以外に東三河広域連合が独自に実施する「独自事業」、介護保険施設や地域密着型サービスを整備する「施設整備」を実施します。

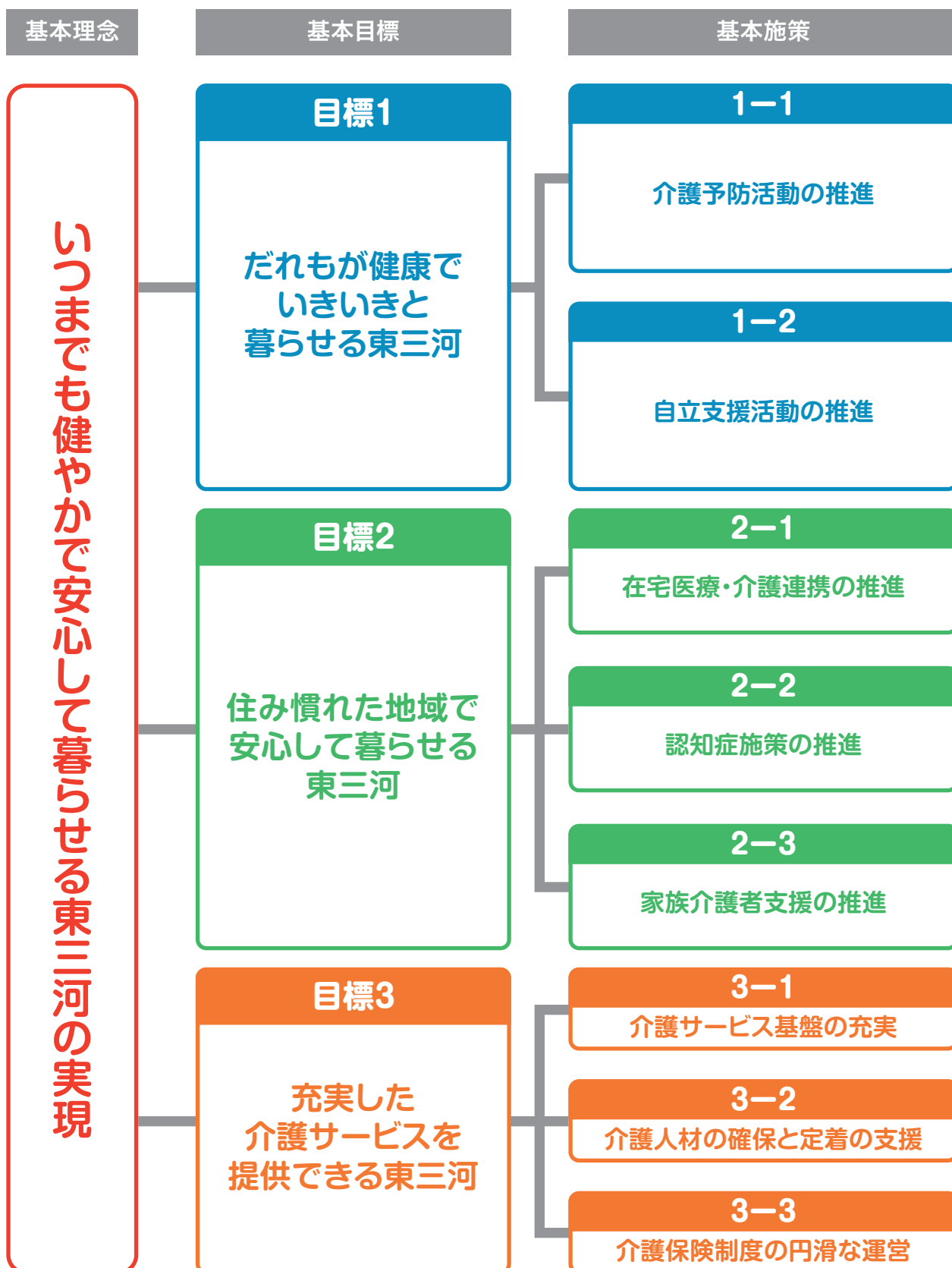
また、「地域支援事業」については、地域

における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等がそれぞれの地域の実情に応じて実施されるよう、本計画期間中は以下の3つの区分に整理して事業を実施します。

■本計画における事業区分と地域支援事業の整理区分一覧

事業区分	事業整理区分	事業内容
地域支援事業	区分①	● 統一の実施基準を定め全市町村で実施する事業 統一の実施基準を定め全市町村で実施する事業は、市町村で受けられるサービスの充実と平準化を図ります。
	区分②	● 地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業 異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ね、地域の実情に応じた創意工夫のある事業を実施します。
	区分③	● 各市町村の必要性に応じて実施する事業 社会資源の有無など、地域の特性により事業展開の必要性が異なる事業は、市町村に実施の有無を委ね、柔軟な地域づくりを推進します。
独自事業		地域の課題解決に向けて、地域支援事業以外で東三河独自の事業を実施します。
施設整備		介護需要を的確に見込み、必要となる介護保険施設等の整備を推進します。

3 第8期介護保険事業計画実施事業一覧



実施事業

P.68	1	介護予防教室等の開催	地2	2	介護予防活動の支援	地2
	3	リハビリテーション専門職の派遣	地1	4	介護予防が必要な高齢者の早期発見	地2
	5	介護予防訪問サービス	地1	6	広域型訪問サービス	地1
	7	介護予防通所サービス	地1	8	広域型通所サービス	地1
	9	地域型通所サービス	地3			
P.71	1	生活支援コーディネーターの配置	地2	2	協議体の設置	地2
	3	地域ケア会議の開催	地2	4	生活支援ボランティアの養成	地3
	5	生活支援ボランティアによる高齢者の支援	地3	6	配食サービスの実施	地2
	7	高齢者世話付住宅への生活援助員の派遣	地3	8	シニア人材の活用促進	独
	9	地域型訪問サービス	地3	10	短期集中訪問サービス	地3
	11	移動支援訪問サービス	地3	12	短期集中通所サービス	地3
	13	介護ボランティアポイント制度の実施	地3	14	就労活動支援コーディネーターの配置	地3
P.75	1	地域の医療・介護資源の把握	地2	2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地2
	3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地2			
	4	医療・介護関係者の情報共有の支援	地2	5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	地2
	6	医療・介護関係者の研修	地2	7	地域住民への普及啓発	地2
	8	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	地2	9	地域ケア会議の開催[再掲]	地2
P.78	1	認知症支援体制の充実	地2	2	GPSによる認知症高齢者家族支援サービスの推進	地1
	3	認知症高齢者・見守りSOSネットワークの推進	地2	4	成年後見制度の利用に向けた支援	地1
	5	グループホーム入居者の負担軽減	地1	6	認知症サポーターの養成	地2
	7	認知症サポーター活動の促進	地2	8	グループホームの整備	施
P.81	1	介護用品の購入支援	地1	2	家族介護教室等の開催	地2
	3	高齢者疑似体験セットの貸出し	独	4	介護職員初任者研修の受講支援	独
	5	家族介護者のレスパイト(休息)支援	独重	6	小規模特別養護老人ホームの整備	施
	7	グループホームの整備[再掲]	施			
P.84	1	地域包括支援センターの運営	地2	2	地域ケア会議の開催[再掲]	地2
	3	中山間地域における居宅サービスの確保・拡充	独重	4	小規模特別養護老人ホームの整備[再掲]	施
	5	グループホームの整備[再掲]	施			
P.86	1	介護職員初任者研修の受講支援[再掲]	独重	2	介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催	独重
	3	民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施	独重	4	中山間地域の介護人材確保対策	独重
	5	介護支援専門員資格の取得支援	独重	6	認知症高齢者等施設対策機器の導入支援	独重
P.88	1	介護サービス事業者等の適正化の支援	地2	2	ケアプラン作成能力向上の支援	地1
	3	介護給付費通知による適正化	地1	4	介護保険指定事業者講習会の開催	独
	5	認知症高齢者等施設対策機器の導入支援[再掲]	独重			

[凡例] ●:新規事業 地:地域支援事業 独:独自事業 施:施設整備 重:重点取組事業

4

〔基本施策1-1〕介護予防活動の推進

基本施策の説明

介護予防活動は、高齢者が要介護状態にならないための予防や、要介護状態の軽減、又は悪化の防止を目的とした取り組みです。健康で自立した高齢者をひとりでも増やすためには、加齢とともに心身が虚弱となった状態（フレイル状態）にある高齢者への対策をはじめとして、高齢者自身が生活機能を維持しながら、様々な形で地域や

社会とのつながりを持ち続けられるよう支援することが重要になります。

そのためには身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる介護予防教室の開催など、高齢者が主体的に取り組むことができる介護予防活動について地域の実情を踏まえながら推進する必要があります。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画の期間を通じ、地域の実情に応じた介護予防活動が実施されたことで、高齢者自身が主体的に介護予防活動を行うことができる環境が整備されつつあります。

その他、運動機能の維持向上を目的としたリハビリテーション専門職の派遣など、地域の介護予防活動を強化する取り組みを実施しました。

第8期事業計画では、介護予防活動により多くの高齢者が参加できるよう、引き続き支援を行っていくとともに、介護予防と保健事業の連携のもと、フレイル状態に着目した支援メニューの充実を図ることで、フレイル状態ならびに要介護状態の予防や健康寿命の延伸を図り、健康で自立した高齢者の増加を目指します。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 介護予防活動の実施拠点としての通いの場など、地域交流の促進支援
- ② より多くの高齢者が参加できる介護予防教室等の開催
- ③ 介護予防活動を行う担い手の育成
- ④ 介護予防活動が必要とされる高齢者の把握

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ⑤ 保健事業との連携によるフレイル対策の実施
- ⑥ 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を踏まえた介護予防活動の推進

[基本施策1-1] 介護予防活動の推進

1	事業名	介護予防教室等の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護予防活動への関心が低いことや、参加者の固定化、南部圏域と北部圏域での介護予防活動へのニーズが異なることなどから、年齢等に着眼した介護予防プログラム（運動、栄養、口腔機能、認知機能等）の普及啓発を図るための介護予防教室等を開催します。また、保健事業との連携のもと、フレイル対策に関する支援メニューの充実を図ります。		
	対象者	概ね65歳以上の高齢者		

2	事業名	介護予防活動の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	身近な地域において介護予防に必要な活動場所がないことや活動グループ、活動の指導者がいないなど地域によって偏りがあることから、様々なニーズに応じた介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成に向けた取組みを推進します。		
	対象者	高齢者の健康づくり、介護予防活動に興味のある方		

3	事業名	リハビリテーション専門職の派遣	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	地域の通いの場や通所介護事業所などにリハビリ専門職を派遣し、運動器機能等の維持・向上に向けた支援を推進します。		
	対象者	高齢者による自主活動グループ、介護サービス事業者 など		

4	事業名	介護予防が必要な高齢者の早期発見	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域包括支援センターによる戸別訪問や民生委員をはじめとした地域住民からの情報提供などにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動への参加を促します。		
	対象者	概ね65歳以上（要介護認定者除く）の高齢者の内、介護予防が必要な方		

5	事業名	介護予防訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	要支援者等の自宅において、介護予防を目的とした訪問介護員等による入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助に関する訪問サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

6	事業名	広域型訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	要支援者等の自宅において、調理や掃除、ゴミの分別やごみ出し、買い物代行や同行などの生活援助に関する訪問サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

[基本施策1-1] 介護予防活動の推進

7	事業名	介護予防通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	通所により施設等で入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援や身体機能の維持・向上など介護予防を目的とした通所サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

8	事業名	広域型通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	軽い運動やレクリエーションなど高齢者の閉じこもり予防や認知症予防など心身の活力向上を目指した通所サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

9	事業名	地域型通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	定期的な交流会や高齢者サロン、会食、居場所づくりなど定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりとして、ボランティア等により提供される住民主体による通いの場などの事業を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

5 [基本施策1-2] 自立支援活動の推進

基本施策の説明

東三河広域連合では高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて多様なサービス提供を行う自立支援活動を推進しています。

元気な高齢者の社会参加の促進をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO法人など多様な主体が高齢者のニーズに合ったサービスを提供できるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域におけるサービス提供体

制の整備を進めています。

また、構成市町村において地域性や社会資源の整備状況が大きく異なることから、地域に合った自立支援活動を推進するため「協議体」や「地域ケア会議」が開催されています。これらの会議等で取り上げられた地域の様々な課題は東三河広域連合で集約され、東三河の課題として今後の地域づくりや政策形成に繋げていきます。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、生活支援や介護予防サービスの取りまとめ役である生活支援コーディネーターが全市町村に配置されました。

第8期事業計画では、引き続き、高齢者

一人ひとりの心身の状態に応じて多様なサービス提供を行う自立支援活動を実施するとともに、高齢者自身の社会参加を促進します。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 高齢者に関する地域課題を住民同士で話し合う「協議体」設置の促進
- ② 「地域ケア会議」を通じた介護・医療・福祉の専門職や住民組織など多職種連携による地域課題の抽出
- ③ 医療・介護の専門職による短期間での生活改善サービスの利用促進
- ④ 生活援助等を支援するボランティアの育成

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ⑤ 高齢者自身の社会参加を促す就労的活動支援コーディネーターの配置
- ⑥ 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を踏まえた自立支援活動の推進

[基本施策1-2] 自立支援活動の推進

1	事業名	生活支援コーディネーターの配置	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域包括支援センター等と連携して既存の生活支援サービス提供者のネットワーク化や生活支援の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。		
	対象者	支援を必要とする高齢者 など		

2	事業名	協議体の設置	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	生活支援などのサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組みにつながることから、生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場となる協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。		
	対象者	地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、NPO、ボランティア団体、行政 など		

3	事業名	地域ケア会議の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

4	事業名	生活支援ボランティアの養成	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するためには、専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画したサービスの提供体制の構築が求められていることから、生活支援の担い手として市民ボランティアの養成を行います。		
	対象者	ボランティア活動に関心のある方		

5	事業名	生活支援ボランティアによる高齢者の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	ボランティアがひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の自宅へ安否確認を兼ねて訪問し、介護サービスで補えない生活上の簡単な支援や話し相手等、孤独感を和らげるための支援を行います。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者の中で見守り等が必要な高齢者		

[基本施策1-2] 自立支援活動の推進

6	事業名	配食サービスの実施	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善及び見守りが必要な高齢者に対し、週5回を限度として配食サービスを利用した際の費用の一部を助成します。		
	対象者	栄養改善及び見守りが必要な 65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯		

7	事業名	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。		
	対象者	高齢者世話付住宅入居者		

8	事業名	シニア人材の活用促進	事業区分	独自事業
	事業概要	東三河地域に所在する2校の福祉専門学校(豊川市・田原市)と介護保険事業者、東三河広域連合による人材育成・人材活用に関する協力体制を構築します。福祉専門学校においては、主に60代の高齢者を対象とした講座を開催し、介護予防や健康づくりに対する意識の醸成、介護の知識を有する人材を養成します。また、介護保険事業者においては、養成者を活用することで介護人材の確保に向けた取組みを推進します。 なお、専門学校で受講する講座については、初任者研修等の資格取得までは至らないが、ある一定の専門的知識と技術を短期間で習得できるカリキュラムを検討します。		
	対象者	概ね60歳以上の方		

9	事業名	地域型訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	元気な高齢者の社会参加を促進し、支援が必要な高齢者を支えるような仕組みづくりが求められていることから、ボランティア等により提供される生活援助等の多様な支援活動を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

10	事業名	短期集中訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	機能低下の予防のため訪問による運動指導、栄養指導などが必要な対象者に、保健・医療の専門職が直接自宅を訪問し、自立した生活のために必要な相談・指導等を目的とした3～6か月程度の短期間で行われるサービスを提供します。		
	対象者	訪問による指導が適切であると考えられる方		

[基本施策1-2] 自立支援活動の推進

11	事業名	移動支援訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

12	事業名	短期集中通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	心身の機能低下がみられる又は懸念される方を対象に、保健・医療の専門職による生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを3～6か月程度の短期間で実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

13	事業名	介護ボランティアポイント制度の実施	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	ボランティア活動の心構え等の基礎研修を受講した65歳以上の高齢者が、介護予防につながる介護支援ボランティア活動を行った場合、ボランティア活動実績を評価した上でポイントを付与することで、高齢者の社会参加活動を促進します。		
	対象者	65歳以上の高齢者(要介護・要支援認定者除く)		

14	事業名	●就労的活動支援コーディネーターの配置	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	元気な高齢者の社会参加促進のため、就労的活動の場を提供できる企業・団体等と、就労を希望する高齢者等との間を取り持つ就労的活動支援コーディネーターを配置します。		
	対象者	企業・団体、事業者 生活支援コーディネーター など		

6 [基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

基本施策の説明

一般高齢者の約4割が自宅での看取りや介護を希望している現状において、住み慣れた住まいで安心して暮らし続けることができるようにするためには、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。特に入退院時や在宅療養時には、医療と介護のスムーズな連携が重要になります。

そこで、地域の医療・介護資源の把握をはじめ、連携時における課題の把握や対応策の検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

また、「電子@連絡帳」を活用した情報連携を推進し、在宅医療を支える医療関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ関係職種等）と介護関係者による多職種連携を推進します。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、医療と介護関係者との研修会や情報交換会が開催されるなど、地域課題に対する多職種での情報共有がなされたほか、地域ごとに在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置により、相談支援体制の充実が図られました。

第8期事業計画では、多職種の連携の機会が創出できるよう、引き続き在宅医療

と介護の連携を進めていきます。

また、新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を踏まえた在宅医療・介護連携の在り方として、遠隔での情報連携が可能である「電子@連絡帳」の活用を一層推進していきます。

今期において取り組む事項は以下のとおりです。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 地域にある医療・介護資源の把握と情報発信
- ② 医療、介護等の関係者など多職種をつなぐ「電子@連絡帳」の利活用促進
- ③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発
- ④ 医療関係者と介護関係者による多職種協働の機会の創出

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ⑤ 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を踏まえた在宅医療・介護連携の推進

[基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

1	事業名	地域の医療・介護資源の把握	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに市町村が把握している情報と合わせて、リストやマップを作成します。また、作成したリスト等は、地域住民に公表するとともに、医療・介護関係者間の連携等に活用します。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

2	事業名	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。		
	対象者	医療・介護関係者		

3	事業名	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取組みの企画・立案に向けた検討を推進します。		
	対象者	医療・介護関係者		

4	事業名	医療・介護関係者の情報共有の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	多職種間で患者やサービス利用者に関する情報共有を行うツールとして東三河地域の医療機関や介護事業所で利用されている「電子@連絡帳」の更なる普及と活用を促進し、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組みを推進します。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

5	事業名	在宅医療・介護連携に関する相談支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行うために、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介などを行います。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

[基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

6	事業名	医療・介護関係者の研修	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。		
	対象者	医療・介護関係者		

7	事業名	地域住民への普及啓発	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解を促進します。		
	対象者	地域住民		

8	事業名	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	複数の関係市町村が連携して必要な事項について協議を図るなど、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた取組みを推進します。		
	対象者	東三河8市町村		

9	事業名	地域ケア会議の開催[再掲]	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

7

[基本施策2-2] 認知症施策の推進

基本施策の説明

認知症の方の尊厳を守り認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きるという共生の考えのもと、認知症の方に対してやさしい地域づくりを推進するためには、認知症の容態の変化に応じて、最もふさわしい場所で適切な支援サービスを受けられる仕組みを構築することが重要です。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する正しい知識の習得や理解

の促進、家族介護者の負担軽減など、認知症の方やその家族の視点に立った取組みも必要です。

そこで、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、「認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の促進」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供」、「認知症の人やその家族への支援」の観点等から、複合的な認知症施策を展開します。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、認知症の方やその家族を支援する「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症初期集中支援チーム」の設置により、認知症の早期診断・早期対応につながるなど、地域における支援体制の充実が図られました。

また、小中学生や企業等を対象にした「認知症サポーター養成講座」の実施により、サ

ポーター数の増加とともに幅広い世代に対して認知症に関する理解を促進しました。

第8期事業計画では、認知症サポーターのスキルアップを図り、地域での見守り活動の推進、認知症の方やその家族をはじめとした地域住民が気軽に集うことができる場を増やすなど、引き続き、複合的な認知症施策を推進していきます。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 認知症サポーターの養成に向けた普及・啓発活動の推進
- ② 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心とした支援体制の充実
- ③ 認知症カフェや認知症家族交流会など、認知症の方やその家族が地域で集うことができる場の設置を推進
- ④ GPS等位置情報検索機器の購入費用助成による認知症高齢者家族への支援
- ⑤ 成年後見制度の利用に向けた支援

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ⑥ 認知症の方やその家族の生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐ仕組みの整備
- ⑦ 新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を踏まえた認知症施策の推進

[基本施策2-2] 認知症施策の推進

1	事業名	認知症支援体制の充実	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	複数の専門職から構成される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が、認知症が疑われる人や、認知症の人・その家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活に向けたサポートを行います。また、認知症の方やその家族が地域住民や認知症専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェ等を活用した取組みを推進します。		
	対象者	認知症高齢者及びその家族		
2	事業名	GPSによる認知症高齢者家族支援サービスの推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	認知症高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するため、GPS等を用いた位置情報検索機器の購入に必要な費用の一部を助成します。		
	対象者	認知症高齢者を在宅で介護している家族		
3	事業名	認知症高齢者・見守りSOSネットワークの推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	認知症高齢者等の行方不明時の事故を未然に防ぐことを目的として、行方不明等が発生した場合に、協力機関へFAX等で情報発信を行い、早期発見に向けた活動の協力を依頼するなど、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした事業を推進します。		
	対象者	行方不明となる恐れのある方		
4	事業名	成年後見制度の利用に向けた支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	判断能力が不十分であり、また、親族などからの支援も見込めない低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成します。		
	対象者	生活保護法による保護を受けている方 など		
5	事業名	グループホーム入居者の負担軽減	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への円滑な入居を支援するため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に1日当たり500円の利用者負担の軽減を行います。		
	対象者	低所得のグループホーム入居者に対して負担軽減を行う事業者		

[基本施策2-2] 認知症施策の推進

6	事業名	認知症サポーターの養成	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	認知症を正しく理解し、地域や職場において認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成に向け、キャラバン・メイト（講師資格者）との連携をはじめ、企業や学校などを対象とした講座を開催します。		
	対象者	受講希望者		

7	事業名	●認知症サポーター活動の促進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域における認知症の方やその家族の支援ニーズに応えるため、認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の土台形成・定着化を促進します。また、チームオレンジの立ち上げや運営を支援するために、「チームオレンジコーディネーター」を配置します。		
	対象者	認知症サポーター など		

8	事業名	グループホームの整備	事業区分	施設整備
	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気での共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。		
	対象者	5施設[令和4～5年度]		

8

[基本施策2-3] 家族介護者支援の推進

基本施策の説明

東三河地域では、高齢者を介護している家族介護者等が抱える心身への負担や老老介護の割合が高くなっていることから、短期入所生活介護などの家族介護者のレスパイト(休息)に資するサービスの利用促進に加え、家族による介護の知識等

の習得支援、高齢者の身体的機能の変化を体験することで高齢者本人やその家族の理解を深める取組みなど、家族介護者の心身の負担を軽減する施策を推進します。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、高齢者疑似体験セットの貸出しによる啓発活動を大人から子供まで幅広い世代向けに取り組んだほか、家族介護教室等の開催や介護用品の購入支援を行うなど、家族介護者の負担を軽減する取組みを行いました。

第8期事業計画では、家族介護教室等への参加の促進を図ることを目指し、周知方法などの改善に努めます。また、家族介護者の心身の負担をより軽減できるよう、レスパイト(休息)やリフレッシュにつながる機会を増やします。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 家族介護用品の購入支援
- ② より多くの家族介護者が参加できる家族介護教室や研修会の開催
- ③ 高齢者疑似体験セットの貸出しによる幅広い世代に向けた高齢者への理解促進
- ④ 介護職員初任者研修の受講費の助成支援

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ⑤ 在宅の家族介護者がレスパイト(休息)やリフレッシュできる機会を増やすための新たな支援

[基本施策2-3] 家族介護者支援の推進

1	事業名	介護用品の購入支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	在宅要介護認定者を介護する家族の経済的負担の軽減をはじめ、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に年額99,600円分の介護用品券を給付します。		
	対象者	市町村民税非課税世帯であり、要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族		

2	事業名	家族介護教室等の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護による精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者向けに適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室や介護者相互の交流会等を開催します。		
	対象者	高齢者を介護している家族 など		

3	事業名	高齢者疑似体験セットの貸出し	事業区分	独自事業
	事業概要	認知症や加齢に伴うADLの低下による日常生活への影響は、本人自身でないと分からないことが多いことから、関係機関との連携のもと構成市町村が実施する各種教室や講座等で高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで、大人から子供まで幅広い世代向けに高齢者への理解を深める機会を創出します。		
	対象者	地域住民、医療・介護関係者 など		

4	事業名	介護職員初任者研修の受講支援	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。		
	対象者	東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方		

5	事業名	●家族介護者のレスパイト(休息)支援	事業区分	独自事業 (※保健福祉事業)
	事業概要	東三河地域は家族と同居する高齢者世帯数が多い中で、家族介護者の4人に3人が心身の負担や悩みを感じていることから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を創出し、在宅介護の継続を支援します。		
	対象者	要介護の認定者を在宅で介護している家族 など		

※保健福祉事業…第1号被保険者からの保険料を財源として、地域の実情に応じて事業実施が可能であり、家族介護者を支援する事業などが対象

[基本施策2-3] 家族介護者支援の推進

6	事業名	事業区分	施設整備
	●小規模特別養護老人ホームの整備		
	事業概要	小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホームを含む)の入所待機者の縮減を図るとともに、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に対応するため、本サービスの整備を推進します。また、家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、整備する施設に短期入所生活介護(ショートステイ)を併設し、居宅サービスの充実を図ります。	
	対象者	2施設[令和4~5年度]	

7	事業名	事業区分	施設整備
	グループホームの整備[再掲]		
	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気の共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。	
	対象者	5施設[令和4~5年度]	

9

〔基本施策3-1〕介護サービス基盤の充実

基本施策の説明

東三河全域で充実した介護サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、地域の特性やニーズに応じた介護サービス基盤の整備をはじめ、介護サービス水準の平準化など、適正なサービスの利用促進の観点から介護保険制度を運営しています。

特に介護サービス基盤の整備については、東三河地域における介護サービスの利用状

況等を把握・分析した上で必要なサービスの充実に努めています。

また、地域で暮らす高齢者とその家族を様々な方面から総合的に支える地域包括支援センターについては、増加する支援ニーズ等に対応するための機能や体制の強化に努めています。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するために必要な地域密着型サービスの整備を推進するにあたり、東三河広域連合として独自の報酬を設定するなど、事業者の参入を促すための取組みを行いました。

第8期事業計画では、高齢者人口や要介護認定者数の推移・高齢者世帯の状況など、北部圏域と南部圏域それぞれの地域の特性に応じた取組みを推進することにより、東三河全域の介護サービス基盤のさらなる充実を図ります。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 地域の特性やニーズに応じた介護サービス基盤整備の推進
- ② 地域包括支援センターの機能や体制の強化
- ③ 介護保険サービス事業者に向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する通知等の情報提供

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ④ 北部圏域における介護サービス事業所の事業継続のための支援
- ⑤ 南部圏域における小規模特別養護老人ホームの整備を促進

[基本施策3-1] 介護サービス基盤の充実

1	事業名	地域包括支援センターの運営	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護予防事業や総合相談支援業務、権利擁護業務など包括的支援事業を実施する地域包括支援センターを構成市町村に設置します。また、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を推進します。		
	対象者	65歳以上の高齢者及びその家族		

2	事業名	地域ケア会議の開催[再掲]	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

3	事業名	●中山間地域における 居宅サービスの確保・拡充	事業区分	独自事業
	事業概要	都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域において、居宅サービスが提供される体制を維持するとともに新たな事業者の参入促進を図るため、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への支援等に取り組みます。		
	対象者	訪問系サービスの事業者等		

4	事業名	●小規模特別養護老人ホームの整備[再掲]	事業区分	施設整備
	事業概要	小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホームを含む)の入所待機者の縮減を図るとともに、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に対応するため、本サービスの整備を推進します。また、家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、整備する施設に短期入所生活介護(ショートステイ)を併設し、居宅サービスの充実を図ります。		
	対象者	2施設[令和4～5年度]		

5	事業名	グループホームの整備[再掲]	事業区分	施設整備
	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気での共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。		
	対象者	5施設[令和4～5年度]		

10 [基本施策3-2] 介護人材の確保と定着の支援

基本施策の説明

東三河地域では全国的な状況と同様に、介護人材の確保が大きな課題となっていることから、新たな担い手を創出するため、EPA（経済連携協定）等の国制度による外国人材の受入れだけでなく外国人定住者等を含めた幅広い人材の雇用を促進するとともに、人材調達力などの専門性を発揮できるように人材派遣のノウハウを有する民間企業等と連携した介護事業所と介護人材をつなぐ取

組みの実施など、即効性の高い施策を推進します。

また、介護に関する専門資格の取得支援による介護職員の負担軽減を図るほか、介護事業所の管理者を対象とした人材育成研修を実施し、働きやすい職場環境の構築を支援するなど、介護人材の確保と離職防止の双方の観点から総合的な人材確保対策を推進します。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、介護職員初任者研修の受講支援補助金の交付及び受講支援後に就労し1年以上定着した者への就労支援補助金の交付により、介護職に興味のある方や介護事業所の初任者の育成を支援しました。

また、介護事業所の管理者向け研修の実施により、介護職場の環境改善を図りました。

た。

第8期事業計画では、民間ノウハウを活用した人材マッチングの実施や介護事業所向けに外国人材の受け入れ制度等の周知を図るほか、介護支援専門員の確保と定着につながる取組みなどにより、さらなる介護人材対策を推進します。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 介護職員初任者研修の受講支援
- ② 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ③ 就労希望者と介護事業所をつなぐ人材マッチングの実施
- ④ 外国人材の就労促進等につながる各種研修の開催
- ⑤ 介護職場の魅力発見につながる情報の発信
- ⑥ 介護支援専門員等の専門的な資格の取得等を支援
- ⑦ 認知症高齢者等離設対策機器の導入支援

[基本施策3-2] 介護人材の確保と定着の支援

1	事業名	介護職員初任者研修の受講支援[再掲]	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。		
	対象者	東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方		
2	事業名	介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所の管理者等を対象に管理者としての意識及び役割の重要性を認識するとともに、職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図ります。		
	対象者	介護事業所管理者又は施設長		
3	事業名	●民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施	事業区分	独自事業
	事業概要	人材派遣等のノウハウを有する民間活力を活用して、外国人材や潜在的な有資格者・離職者等を介護事業所の就労につなげます。また、外国人材の活用を促進するため、介護事業所向けに外国人材受け入れ制度の普及・啓発を図るためのセミナー開催、介護現場の魅力発見につながる情報発信など、民間提案に基づく即効性の高い介護人材対策を実施します。		
	対象者	介護事業所及び潜在的な有資格者 など		
4	事業名	●中山間地域の介護人材確保対策	事業区分	独自事業
	事業概要	介護人材の高齢化が進む中山間地域において、若手の介護職員の確保や地域外からの介護分野への就労を促進するため、介護人材としての就労・移住希望者への支援など、3町村それぞれの移住・定住施策との相乗効果による介護人材確保対策に取り組みます。		
	対象者	設楽町、東栄町及び豊根村の介護サービス事業者、地域外の就労希望者 など		
5	事業名	●介護支援専門員資格の取得支援	事業区分	独自事業
	事業概要	介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員資格の取得に係る研修受講料の補助を行います。		
	対象者	新規に介護支援専門員の資格を取得する方、再研修の受講が必要な有資格者 など		
6	事業名	●認知症高齢者等離設対策機器の導入支援	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所の職員の負担軽減、施設入所者の安全性の向上を図るため、介護事業所を利用する認知症高齢者等の見守りや離設による行方不明時の居場所を早期に確認できるよう、位置情報検索機器等の導入支援について検討します。		
	対象者	認知症高齢者が入所する介護事業所 など		

11 [基本施策3-3] 介護保険制度の円滑な運営

基本施策の説明

東三河広域連合では、保険者統合による安定した財政基盤のもと、ケアプランチェックや要介護認定の平準化など給付適正化の取組みにより、東三河地域における介護サービ

ス水準の向上を目指しています。

また、介護ロボットやICT等の先端技術の活用を図ることで、介護現場における生産性の向上や業務の効率化に取り組みます。

第7期計画の現状と第8期計画の事業方針

第7期事業計画では、事業者連絡会等を通じて、市町村から事業者への情報提供が適宜なされたことで、適正なサービス提供につながる支援を行うことができました。

また、ケアプランチェックの実施により、自立支援に向けたケアプラン作成の支援を行ったほか、認定調査票の全件チェックの実施や年2回の介護給付費通知の発送など、給付

適正化に関する取組みを行いました。

第8期事業計画では、介護サービス事業所に対して感染症対策や災害時におけるBCP（事業継続計画）の策定等を促進させるとともに災害等発生時の迅速な情報共有を図るほか、引き続き、給付適正化に関する取組みを着実に実施することで、介護保険制度の円滑な運営に資する支援を行っていきます。

●第7期計画から継続する主な施策

- ① 保険者から介護サービス事業所への情報提供の実施
- ② 居宅介護支援事業者等へのケアプランチェック及び作成支援
- ③ 書面審査によるケアプランチェックの実施など、「新しい生活様式」を踏まえた給付適正化事業の実施

●第8期計画から新たに取り組む施策

- ④ 認知症高齢者等離設対策機器の導入支援

[基本施策3-3] 介護保険制度の円滑な運営

1	事業名	介護サービス事業者等の適正化の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護サービス事業者への最新の情報提供をはじめ、ケアマネジャー等を対象とした研修会の開催など適切なサービス提供に向けた支援を実施します。		
	対象者	介護サービス事業者		

2	事業名	ケアプラン作成能力向上の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	ケアプラン作成時の一連のプロセスを現場で確認・指導を行い、ケアマネジャーのケアプラン作成能力向上に向けた取組みを推進します。		
	対象者	居宅介護支援事業者、地域包括支援センター職員		

3	事業名	介護給付費通知による適正化	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	介護給付費通知は介護サービス等をご利用の方に、保険適用分の費用合計額や自己負担額をお知らせするものです。介護サービス等利用者を対象として年2回、送付を行い、事業所の報酬算定誤りなどの発見につなげます。		
	対象者	介護サービス等利用者		

4	事業名	介護保険指定事業者講習会の開催	事業区分	独自事業
	事業概要	東三河広域連合内の全ての介護事業所を対象とした講習会を開催し、適正なサービス提供に必要な各種手続きや介護保険制度の周知をはじめ、各事業所における非常災害への備えや感染症対策に係る取組みを促すなど、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ります。		
	対象者	介護事業所 など		

5	事業名	●認知症高齢者等離設対策機器の導入支援[再掲]	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所の職員の負担軽減、施設入所者の安全性の向上を図るため、介護事業所を利用する認知症高齢者等の見守りや離設による行方不明時の居場所を早期に確認できるよう、位置情報検索機器等の導入支援について検討します。		
	対象者	認知症高齢者が入所する介護事業所 など		

12 第8期事業計画における取組み目標

保険者は、介護保険事業計画において、介護予防等に関する目標及び介護給付等に要する費用の適正化に関する目標を記載することが求められていることを踏まえ、以下のとおり第8期事業計画における取組み目標を定めます。

■ 介護予防等に関する取組み目標及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組み目標

目標指標	現状値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①リハビリテーション専門職による介護予防活動等に対する支援の回数	235回	260回	390回	540回
②通いの場への高齢者の参加者数	7,792人	8,380人	8,800人	9,220人
③電子@連絡帳累計登録患者数	3,768人	4,600人	5,130人	5,550人
④認知症サポーターステップアップ講座等の受講人数	—	230人	250人	270人
⑤要介護等認定率が50%を超える年齢階級	89歳 (54.1%)	延伸	延伸	延伸
⑥ケアプラン点検	—	3年間で東三河の 全居宅介護支援事業者を点検		